

## 前回WGにおいて次回までに整理するとした件について

### ●障害者統計の充実に向けた対応について

#### <委員からの意見>

国民生活基礎調査や社会生活基本調査において追加した調査事項は、障害者施策における障害者の定義とは異なると思われるので、障害者統計の充実のためには、障害者手帳を所持する者がどのような状況に置かれているのかを把握することも重要な課題ではないか。

#### <検討結果>

厚生労働省においては、障害者施策の一環として、障害者手帳の所持者等について、日常生活の支障の状況、居住形態、収入・支出の状況、日中の活動状況等を調査している。

障害者基本計画においては、こうした障害者施策における実態把握の充実はもとより、様々な観点からの障害者統計の作成が求められており、身体機能等に着目し国際比較にも留意した国民生活基礎調査や社会生活基本調査における調査事項の追加も、その取組の一つと位置づけられるものである。

前回お示しした基本的な考え方の原案においては、「施策上のニーズを踏まえ、これまで調査項目の充実を図ってきた統計調査を中心に」としており、上記のような様々な取組を広く包含していることから、原案のままで差し支えないと考えている。

#### (参考)

障害者の定義：障害者基本法第二条より

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## ●障害者統計の充実に向けた対応について

### <委員からの意見>

少子高齢化の進行や様々な国民生活環境の変化なども踏まえると、社会統計については今後も様々なニーズが想定される。一方で基幹統計調査の調査項目に追加するためには相当の検討や時間を要することとなる。

このようなニーズへの対応方法に関する研究などを総務省と厚生労働省で行ってみたいかどうか。

### <検討結果>

少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえた統計の整備は重要な課題であり、経常的に研究を行うことは有益であると考えます。総務省統計局、厚生労働省からも、このような研究は有益であるとの回答があったことを踏まえると、別表において以下のとおり記載してはどうか。

### <基本的な考え方>

少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえ、国民生活・社会統計に対する様々なニーズに柔軟に対応するため、関係府省が連携し、必要となる調査の実施方法等に関する研究を推進する。【総務省、厚生労働省、関係府省；令和5年度（2023年度）より実施する。】

## ●消費動向指数（CTI）の開発、精度向上

### <委員からの意見>

消費動向指数（CTI）については、消費の体系的な整備という観点から重要な成果であることから、基本的な考え方の「景気指標としてより有用なものとなるよう…」と景気指標に限定して記載する必要があるのか。

将来的に消費動向指数（CTI）の基幹統計化について検討の余地があるのではないか。

### <検討結果>

御意見を踏まえ、基本的な考え方を

「消費動向指数（CTI）については、家計統計を補完する消費関連の景気指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続ける。」と修正したい。

なお、基幹統計化については、現在、消費動向指数（CTI）は参考指標の扱いであり、まずは公式な指標として公表できるよう検討を進めている段階であることから、次期基本計画には掲載しない取扱いとしつつ、議事の記録として残すこととしたい。